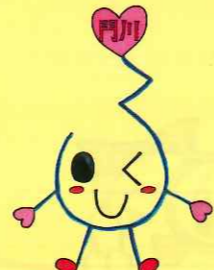


社協だより



門川町社協イメージキャラクター
『ふくしデンパくん』

今月の題字は、小谷 正純さん（小松地区）が書いてくださいました。

平成30年10月 第286号

あなたのやさしさ
届けます

赤い羽根共同募金

～10月1日より全国一斉開始～

子ども食堂

ひとりでご飯と違う味がする😊

学習支援

算数や国語、社会、理科 など 幅広く活用できました

災害ボランティア支援

ボランティアさんの一生懸命な姿に 勇気と希望をもらいました

いのちの電話

話を聞いてもらって 勇気が出た

障がい者の就労支援

自分の仕事に誇りを持ち、自信となり、 日々の作業の励みになっています

高齢者サロン

生活にはりができ 健康になりました

子育て支援

子育てへの気持ち が ガラリと変わった、利用してよかった

私たちも、
じみんの町を良くするしごと。
赤い羽根共同募金
に助けられました。

みなさんの募金が、困っている誰かの「ありがとう」につながっている。
募金が「ありがとう」につながれば、それがまた新しい募金へと連鎖していく。
「募金」が「ありがとう」になり「次の募金」へとつづく。
赤い羽根共同募金は、小さなことを（たくさん）しています。
そしてその活動は、たくさんの「ありがとう」につながっているのです。

あの人を、すべての人を、支えたい。

赤い羽根共同募金

WEBサイトも見てね!



皆様のあたたかいご協力をお願いします。

総合相談センターだより

〈健康保険の問題〉

Q

資格喪失後の保険給付

私は、現在病気のため会社を休んでいます。病気が長期にわたりますので、病気療養に専念するため、今月末日で会社を退職しようと考えています。退職することで、健康保険の資格を喪失しますが、資格喪失後の保険給付がありましたら教えてください。

A

健康保険の保険給付は、被保険者およびその被扶養者に保険給付が行われますが、被保険者については、一定の要件をみたせば、資格喪失後も次の保険給付が行われることとなっています。

- ①傷病手当金 ②出産育児一時金 ③埋葬料

資格喪失後の傷病手当金

被保険者が傷病手当金をうけるためには、次の4つの要件が必要です。

- ①療養中であること ②仕事につけないこと ③4日以上仕事を休んでいること ④賃金の支払いがないこと

この要件をみたしていれば、1年間の標準報酬日額を平均した額の3分の2が支給されます。

会社を退職して被保険者資格がなくなった後についても、次の要件をみたしていれば、引き続いて傷病手当金をうけることができます。

(ア) 被保険者の資格を喪失した日の前日までに被保険者期間が1年以上あること

(イ) 被保険者の資格を喪失したときに、現に傷病手当金をうけているか、またはうけている状態にあること

この「うけている状態にある」というのは、被保険者である間に3日間の待期を完了している場合、あるいは休職給等をうけていたために傷病手当金の支給が停止されていた場合をいいます。

なお、傷病手当金の支給期間は、同一の病気やケガにより支給が開始されてから1年6か月となっています。

資格喪失後の出産育児一時金

出産育児一時金は、被保険者が出産したときに、その出産に対して支給され、支給額は、1児について、40万4000円となっています。ただし、産科医療補償制度に加入している病院等で出産したときは、42万円となります。

資格喪失後の埋葬料（費）

埋葬料は、被保険者が死亡したときに、被保険者によって生活を維持していた人であって、実際に埋葬を行った人に支給されます。埋葬料の支給額は、5万円です。

埋葬料は、被保険者が死亡した場合に埋葬料の支給を受けることができる人がいないときに実際に埋葬を行った人に支給されます。埋葬料の額は、5万円以内で、実際に埋葬に要した費用に相当する額です。被保険者が資格を喪失した場合に、次の3つのいずれかに該当するときは、埋葬料が支給されます。

- ①被保険者の資格を喪失してから3ヶ月以内に死亡したとき
- ②被保険者の資格を喪失してから、傷病手当金または出産手当金の支給を受けている間に死亡したとき
- ③被保険者が、②の給付を受けなくなった日から3ヶ月以内に死亡したとき

(社会生活六法より)

悩みごと相談

誰でもある悩みごと、
ひとりで抱えず
ご相談ください。

◆通常の相談

●時間 9:00～16:00
直通 ☎63-2143
又は ☎63-7210へ

■相談無料

※祝日、土日は電話で受付、相談員へ連絡します。

■秘密厳守

◆弁護士無料法律相談

今月は 10月16日(火) 13:30～16:30

※予約が必要です。お早めに...

【編集後記】

10月21日(日)に福祉ふれあい祭が開催されます!
今年には門川社協50周年、福祉ふれあい祭25回目と節目の年になります。いろいろなコーナーを用意して、皆様のご来場をお待ちしております!! (はる)

社協だより286号

編集・発行
門川町社会福祉協議会
〒889-0605
宮崎県東臼杵郡門川町庵川西6丁目60番地
門川町総合福祉センター内
☎(0982)63-7210(代)
FAX(0982)63-0955
E-mail:kadofuku@bronze.ocn.ne.jp

寄付のお礼 平成30年9月4日届出まで

香典返し寄付 ()は故人 故人のご冥福をお祈り申し上げます。

- 柳田 宰様(三三代様) 下納屋 金一封 岩井 康彦様(キミヨ様) 小 園 3万円
- 米良ハツネ様(秋吉様) 中 山 5万円 松本カツ子様(朋喜様) 中 山 3万円
- 奈須 豊様(チヨカ様) 中 山 3万円 岩井イツ子様(泉様) 小 園 2万円
- 柏田 斎光様(三恵様) 庵川西 5万円 東 照美様(勝江様) 宮ヶ原 3万円
- 仲田加代子様(敏夫様) 宮ヶ原 3万円 神戸 静雄様(千佐子様) 尾末東 3万円
- 濱田キミ子様(勝様) 庵川西 5万円 輪田しより様(姫野万喜様) 上納屋2区 3万円
- 甲斐 貢様(サチコ様) 中 村 3万円

上記の皆様より社会福祉事業にとご寄付いただきました。ここに厚くお礼申し上げます。使途につきましては、その趣旨にそいまして有効に活用させていただきます。尚、この欄は、寄付者の掲載意思を尊重(確認)した上で掲載させていただいております。

10月

門川町地域包括支援センター

おとじま通信



ノルディックウォークニュース

8月29日(水)に行われた 門川ノルディック倶楽部交流会。 「脱水症」についての講演の他に、リズム体操、ストレッチ、歩き方の再確認も行われ、楽しい交流会となりました。



表彰式ではメンバーの中で一番最初に誕生された 足立富男さん(95歳)にエルディスト賞、長年にわたり地区でお世話をいただいている 蓮本章子さん(大丸)と日高律子さん(梅ノ木)にリーダーシップ賞が贈られました。



全身の90%の筋肉を使用

効率の高い運動量 ノルディック 40分 で ウォーキング 1時間分

肩こりの解消

姿勢が良くなる

ポールを使うことで 歩幅UP!!

ひざ・腰の 負担軽減



誰でも、無理なく、楽しく続けられるスポーツとして、今話題のノルディックウォーク! 門川町でも地区やお友達同士で楽しんでいる方が増えています。

♪一度体験してみませんか♪

体力測定

体力測定は65歳以上全ての方を対象に、年に1回、地区ごとの公民館等で行なっています。

測定値を同世代の平均値と比較し、ご自身の健康レベルを把握するとともに、健康維持のために地域で行われている予防事業へ参加していただくことを目的としております。

昨年も測定された方は今年の測定値と比べてどう変化したが、初めて測定される方は来年の測定で今年以上の結果となるように...とご活用ください。

10月体力測定予定地区

- 松瀬 城屋敷 城ヶ丘 加草2区

(詳細は班回覧にて) ★是非、ご参加ください。

自分を知ろう! 体力測定

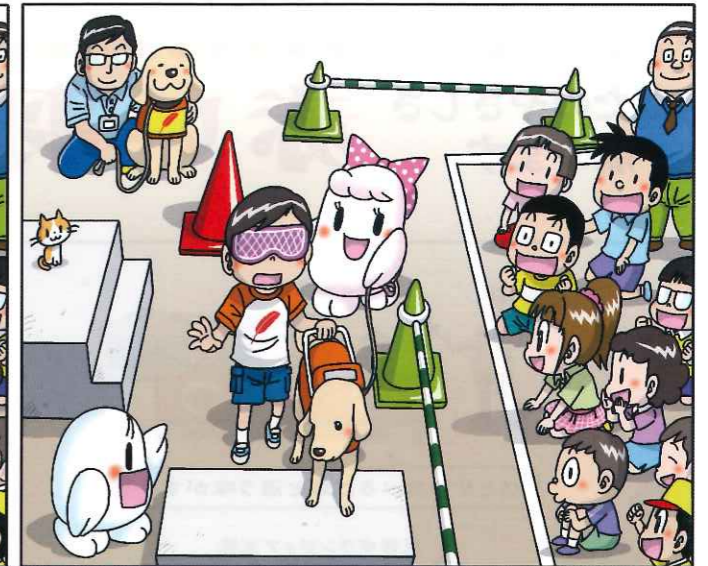
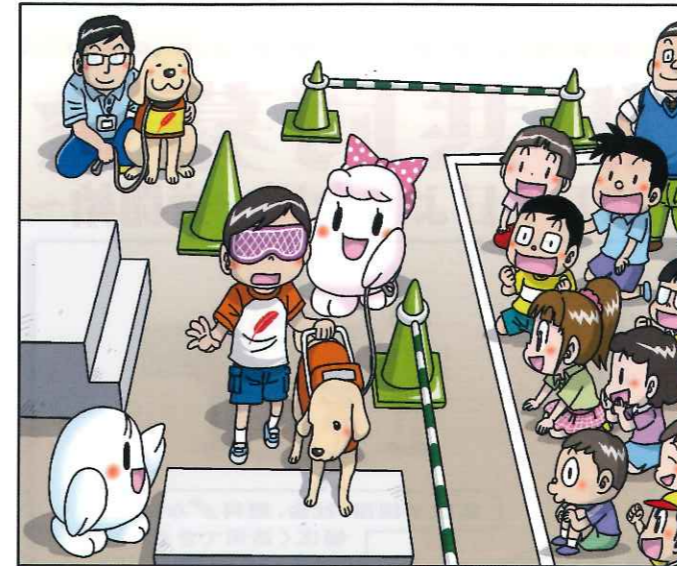
- 介護予防教室 ○ノルディックウォーク ○パワーリハビリ ○スクエアステップ 参加者随時受付中です。

Jack-o'-lantern graphic with text: 門川町地域包括支援センター 障がい者相談支援事業所 電話 63-1129 月~金 8:30~17:15 *土・日 祝日休み

「赤い羽根まちがいさがし」



今回もなかなか難しい! 2つの絵の間違いを7つ 見つけて応募しよう!!



官製はがきに7つの間違いの答え、住所、氏名、年齢、一言メッセージを添えて送ってください。正解者の中から、抽選で10名の方に500円分のクオカードを差しあげます。

応募先: 〒889-0605 門川町庵川西 6-60

宮崎県共同募金会 門川町共同募金委員会 「赤い羽根クイズ」係宛

応募締切: 10月31日(水) 消印有効

※当選者は社協だより12月号で発表いたします!



災害義援金の報告 (平成30年8月31日現在)

- 7月豪雨災害義援金 (H30.12.28まで受付中) 42,166円 ○大阪北部地震支援金 11,343円

皆さまの温かいご協力に感謝申し上げますとともに、被災地の1日も早い復興をお祈り申し上げます。



【先月の答え】

- ①徳島県 ②青森県



★福祉ふれあい祭り★

日時: 10月21日(日) 10:00~ 場所: 門川町総合福祉センター



今年も福祉ふれあい祭りに赤い羽根共同募金コーナーを設置! 「赤い羽根募金」「災害義援金」の募金活動を行います!!



今年も赤い羽根共同募金に温かいご協力をよろしくお願いたします。祭りの詳しい内容はチラシをご覧ください。